

## 資料4-3-1

事務連絡  
平成23年3月16日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱について

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「予防接種」という。）の対象者であって、標記震災のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）において予防接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合には、その旨の申し出を受けた市町村（以下「希望地」という。）の長による予防接種の実施について特段のご配慮をいただきますようお願いします。なお、実施に当たっては下記に留意いただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

#### 記

1. 居住地以外の市町村において予防接種を実施する場合には、一般に予防接種実施依頼書の発行が行われているが、居住地の長にあっては、標記震災のため、予防接種実施依頼書の発行事務が極めて困難であると考えられることから、予防接種実施依頼書がない場合においても、希望地の長は被災者からの申し出をもって居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、予防接種を実施して差し支えない。
2. 当該予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状況を十分に把握した上で接種が行われるよう特に留意願いたい。

以上

## 資料4-3-2

事務連絡  
平成23年4月14日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 東日本大震災に伴う予防接種の取扱について (母子健康手帳等を紛失した場合等の取扱)

この度の震災に伴う避難先での予防接種の取扱については、平成23年3月16日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱について」においてお示ししたところです。

今般、予防接種の実施にあたって母子健康手帳の紛失等で予防接種歴が確認できない場合の取扱について、いくつかの照会がありましたので、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

#### 記

1. 市町村が定期予防接種を実施するにあたって、過去の予防接種歴が母子健康手帳等で確認できない場合は、可能な限り予防接種台帳の確認や保護者、主治医等への聞き取りを行い、接種歴を確認した上で実施してください。
2. 1の方法により接種歴が確認できない場合には、当該被接種者が予防接種法施行令で定める対象者（年齢、期間等）に該当する場合には定期の予防接種として認められます。

以上